

第 142 回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

議事概要

日 時：令和 4 年 1 月 6 日（木）10：00～

場 所：県庁 6 階 第 1・2 特別会議室

・会議の概要

<報告事項>

- ◇ 県内における新型コロナウイルス感染症の感染者数や広がり状況、医療提供体制等について、それぞれ所管する本部員から報告があった。

<議題>

- ◇ 議題（1）について検討した結果、まん延防止等重点措置の指定について、国へ要請することを決定した。
- ◇ 議題（2）沖縄県対処方針（素案）について検討した結果、一部文言の修正を行い、国の対策本部決定を踏まえて、書面決裁により沖縄県対処方針を変更することを確認した。

<その他>

- ◇ 文化観光スポーツ部から、「まん延防止等重点措置」適用の要請に伴う観光需要喚起策の利用停止について報告があった。

1 参加者

玉城 知事、謝花 副知事、照屋 副知事、島袋 政策調整監、金城 知事公室長、池田 総務部長、宮城 企画部長、普天間 環境企画統括監、日下 県警本部長、大城 保健医療部長、座安 生活企画統括監、下地 農政企画統括監、島袋 土木建築部長、嘉数 商工労働部長、宮城 文化観光スポーツ部長、大城 会計管理者、金城 教育長、我那覇 病院事業局長、長濱 企業企画統括監、諸見里 医療企画統括監、糸数 保健衛生統括監、高山 政策参与、テレビ会議システム利用：木村 宮古保健所長、比嘉 八重山保健所長

2 報告事項

（1）沖縄県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生等について

➤ 総括情報部から最新の新規陽性者及び療養者の状況について報告【資料 1】

- ✓ 1/5 の新規発生 623 名、合計 51,743 名、入院中 152 名、うち重症 0 名、うち中等症 64 名、入院・療養等調整中 571 名、宿泊施設療養中 358 名、自宅療養 204 名、入院勧告解除確認中 1 名で療養中患者計 1,286 名となっている。

(2) 米軍基地内における新型コロナウイルス感染症患者の発生等について

- 総括情報部から、米軍基地内における発生状況について報告。【資料 2】
 - ✓ 1/5 時点、米軍基地内で 6 名。
 - ✓ 12/13 以降の陽性者の累計は 1,002 人となっている。

(3) 沖縄県内及び全国の感染状況について【資料 3、3-1~3-10】

- 総括情報部から、警戒レベル判断指標の状況や各種分析資料について報告。
 - ✓ 判断指標について、新規陽性者数（直近 1 週間合計）はレベル 3A、病床使用率及び重症者用病床使用率はレベル 2 となっている。
 - ✓ 直近 1 週間の新規陽性者数の前週比は 7.0 となっている
 - ✓ 直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数は 79.12 で、全国ワースト 1 位の状況。

(4) 宿泊施設の運用状況について

- 時間の都合上、説明を割愛。

(5) 沖縄県人口変動状況について【資料 5】

- 時間の都合上、説明を割愛。

(6) 宮古・八重山地域の感染状況について【資料 6】

- 宮古地方本部から宮古地域の感染状況等について報告。
 - ✓ 1/5 までの 1 週間で 106 名の陽性者が確認されており、第 5 波のピーク時に並ぶ感染状況となっている。
 - ✓ 陽性者の大半が軽症であり、入院者している者のうち中等症者は 2 名いるが、重症者は 0 人となっている。

- ✓ 年代別では 20 代から 40 代が陽性者の 8 割程度を占めている。
 - ✓ 感染の契機は年末年始の会食が多く、その後、家庭内に持ち込まれている状況である。
 - ✓ 宮古島市はオミクロン株の市中感染に移行したものと考えている。
 - ✓ 老健施設等でクラスターが確認されているが、検査等を速やかに実施しており、その後の感染拡大は確認されていない。
 - ✓ 感染の急拡大に伴い、1/3 から濃厚接触者の宿泊施設療養を取りやめている。
 - ✓ 陽性者についても、軽症かつ自宅療養可能な方は自宅療養としている。
 - ✓ 接触者の検査も追いついておらず、接触者検査センターの設置について検討が必要と考えている。
 - ✓ 現在、自宅療養の解除要件が、「2 回の検査で陰性が確認されること」となっているが、検体の回収等の負担が大きく、要件の見直しについて検討が必要と考えている。
 - ✓ 新型コロナ関連業務が増大していることから、1/11 からは宮古保健所の窓口業務を停止する予定である。
- 八重山地方本部から八重山地域の感染状況等について報告。
- ✓ 八重山では 1/5 までの 1 週間で 18 人の陽性者が確認されており、感染が拡大している状況である。
 - ✓ 接触者等を含め 30 名が療養中であるが、注意が必要な 4 名を入院対応とし、残りは宿泊療養施設又は自宅療養で対応している。

(7) ワクチン対策チーム進捗状況報告について【資料 8】

- 総括情報部から、住民向けワクチン接種進捗状況等について報告。
- ✓ 1/3 時点で 1 回目のワクチン接種が完了した人は 1,038,390 人となっており、接種率（県全体）は 69.9%となっている。

- ✓ 1/3 時点で2回目のワクチン接種が完了した人は、1,023,424 人となっており、接種率（県全体）は、68.9%となっている。
- ✓ 1/3 時点で3回目のワクチン接種が完了した人は、12,137 人となっており、接種率（県全体）は、0.8%となっている。
- ✓ 市町村が実施する追加接種を補完するとともに、県内のワクチン接種を促進するため、県広域ワクチン接種センターを設置する。
- ✓ 期間は令和4年2月上旬を予定しており、北部・中部・南部にそれぞれ設置する。
- ✓ 1日あたりの接種数は、北部250名、中部500名、南部500名を予定している。

（8）経済対策関係団体会議の概要について

- 商工労働部から、1/5に開催された経済対策関係団体会議の概要について報告。
 - ✓ 県から現在の感染状況、県対処方針、GoTo イート事業の一時停止、おきなわ彩発見キャンペーン（第4弾）等の一時停止、今後の対策強化案（まん延防止等重点措置への移行）について説明を行ったところ次のような意見・質問があった。
 - ✓ 時短営業等にかかる協力金について、感染防止対策認証店が非認証店より金額少ないことについて、組合員から不満が出ているとの意見があった。
 - ✓ ワクチン・検査パッケージについて、沖縄が全国に先駆けてシステムを構築してほしいとの意見があった。
 - ✓ オミクロン株については重症化が少ないと聞いており、経済を止めるまん延防止等重点措置が必要なのか疑問があるとの意見があった。
- これまでは感染状況が若い世代に偏っていることもあり、重傷の患者は出ていないが、今後、高齢者に感染が広がった場合に重症化のリスクが高くなることが予想されることから、まん延防止等重点措置の適用が必要である

ことを説明。

- ✓ まん延防止等重点措置の適用が予定されている地域について質問があった。
→感染が拡大している沖縄本島と宮古島を対象と考えているが、八重山地域もここ数日で複数の感染者が確認されていることから、自治体・国と意見交換を行い判断することを説明。
- ✓ 感染者数のみでなく、正しい情報を発信して欲しいとの意見があった。
- ✓ 一層のワクチン接種推進について意見があった。
→ワクチン接種について、高齢者施設入所者、医療関係者等の優先接種について、市町村と連携し取り組むことを説明。
- ✓ 県外からの往来に対する自粛要請は控えて欲しいとの意見があった。
- ✓ 米軍の基地外への移動自粛を強く要請してほしいとの意見があった。
- ✓ 経済、医療だけでなく福祉や教育等も含めた議論の場が必要との意見があった。
- ✓ 観光事業者に対する支援策を明確に打ち出して欲しいとの意見があった。また、観光事業に特化した意見交換会の実施について要望があった。
→観光事業者への支援策として、地域観光支援事業の次年度以降の延長及び宿泊事業者支援事業の新たな事業化と対象事業者の拡大について国に要請しており、取組方針・予算案が見えてきた段階で意見交換をすることを説明。
- ✓ オミクロン株への置き換わりが進む中で、軽症者を自宅療養へ切り替えるのか質問があった。
→当初、オミクロン株感染者を全員入院させる方針となっていたが、国も対応の見直しを検討していることを説明。
- ✓ ブレイクスルー感染が確認されていることについて、県はワクチンの効果についてどう考えているのか質問があった。
→3回目の追加接種が有効であることから、リスクの高い方に対し早急に3回目接種をできるよう準備していることを説明。

- ✓ 沖縄県はワクチン接種率が低いことから、県・経済界が一体となって接種率を上げる必要があるとの意見があった。
- ✓ 感染の拡大により、企業は人員不足になることを心配しているとの意見があった。

(9) 感染症対策専門家会議の概要について

➤ 総括情報部から、1/5 に開催された感染症対策専門家会議の概要について報告。

◇ オミクロン株に対する医療対応について

- ✓ オミクロン株の急拡大に伴い、陽性者を全例入院させることが困難となっているとの意見があった。
- ✓ 退院時の PCR 検査 2 回陰性の確認は、臨床的に意義が低いとの意見があった。

➤ 感染力が強いが軽症者が多い点がこれまでとは状況が異なること、沖縄は既に市中感染が広がっており、陽性者重視の対応を取るべきである等の意見が大半であり、医療対応の見直しに支持が得られた。

◇ まん延防止等重点措置について

- ✓ まん延防止等重点措置の指定を要請することについて諮ったところ、次の意見が出された。
- ✓ 現在の状況でまん延防止等重点措置を適用することに異議はないが、今後の感染拡大を見据え、緊急事態宣言の検討をすべきではないかとの意見があった。

→判断指標である病床使用率等の数値は、緊急事態宣言の基準に達していないことを説明。

- ✓ 今後の感染拡大に備え、緊急事態宣言についても検討する必要がある

との意見があった。

- ✓ まん延防止等重点措置を国へ求めるが、指標の評価に加え、医療従事者の欠勤など、社会インフラに影響が及んでいることも考慮する必要があるとの意見があった。
- 専門家会議としては、現状の感染急拡大に鑑み、まん延防止等重点措置の指定を国に要請すること、今後の感染状況によっては、緊急事態宣言の指定を要請することも視野に入れるべきとの意見で概ね一致した。

◇ その他について

- ✓ 今週末に予定されている成人式について、県として中止を要請する必要があるとの意見があった。
→成人式の開催については、知事コメントにおいて中止や延期を呼びかけてきたところであり、開催する場合は、主催者から要望あれば県から抗原検査キットを配布し事前に検査をすることを求めている事を説明。

(10) その他報告事項について

- 病院事業局から、県立病院の状況等について報告。
 - ✓ 1/6 時点の県立病院の入院患者数は 74 人であり、新型コロナ病床の稼働率は 48.1%となっている。
 - ✓ 北部病院からは、高齢者施設職員の陽性者が確認されたこと、帰省者の飲食に伴う感染の広がりが見られることについて報告があった。
 - ✓ 中部病院からはコロナ患者の急増に備え、中等症以上の患者に絞って入院を受け入れること、妊婦用のコロナ病棟を確保すること、診療制限の内容を検討することについて報告があった。
 - ✓ 南部医療センター・子ども医療センターからは、緊急フェーズになった際はコ

- ロナ患者のみ診療するとの報告があった。また、新型コロナの収束には県民の行動変容が必要であり、行政から強く働きかける必要があるとの意見があった。
- ✓ 宮古病院からは、看護師の感染に伴い入院制限が始まっているとの報告があった。また、宿泊療養施設も逼迫していることから、クリニックを受診するよう医師会と連携を行うとの報告があった。
 - ✓ 八重山病院からは、入院患者の面会について面会禁止の対応を行うとの報告があった。また、診療制限についても検討中であるとの報告があった。

➤ 総括情報部から、オミクロン株の検査状況について報告。【資料 7】

- ✓ 1月第2週分（1/3～1/9）の検体について検査を実施したところ、149 検体中 130 検体がオミクロン株であった（87.2%）。
- ✓ 地域別で見ると八重山以外の地域については、オミクロン株が多数を占めている。

➤ 知事公室から、在日米軍における新型コロナ対策の実施状況について報告。

- ✓ 在日米軍、米国大使館、日本政府に対し、在日米軍の新型コロナ対策の強化について要請したところ、出国 72 時間以内の検査、入国 24 時間以内の検査、さらに入国後 5 日以内の検査を実施するとのこと。
- ✓ また、12/20 以降、入国後の 14 日間の隔離措置を実施するほか、12/23 からマスク着用の義務化を実施するとのことである。
- ✓ 1/6 に林外務大臣とプリンケン国務長官の電話会談において、林外務大臣から外出制限を含め対策を徹底するよう要請されている。
- ✓ 今後、県から在沖米軍へ沖縄県対処方針を提供し、在日米軍の対策にも反映させるよう要請する予定である。

(報告(1)～(10)に関する発言等について)

- ✓ オミクロン株は感染力が強く、多くの医療従事者や介護従事者の感染が増えることにより、社会インフラの維持に支障が生じるおそれがあることから、改めて感染防止対策の徹底についてメッセージを出す必要があるとの意見があった。

3 議題

(1) まん延防止等重点措置等の指定要請について

- 総括情報部から、まん延防止等重点措置の要請について説明。
 - ✓ 年末以降、2～3日で新規陽性者数が2倍となる勢いで感染が急拡大している。
 - ✓ オミクロン株については不明な点も多く、今後の影響も未知数である。
 - ✓ 以上の状況から、これ以上の感染急拡大を抑えるため、まん延防止等重点措置の指定について国へ要請する必要がある。
 - ✓ まん延防止等重点措置の実施期間は令和4年1月9日から1月31日までとするよう要請する。
 - ✓ 措置区域は、沖縄本島地域、沖縄本島と医療圏・生活圏が密接な本島周辺離島、宮古地域、八重山地域の4地域を予定している。
 - ✓ まん延防止等重点措置が適用された場合、次の対応を行う。

○飲食店等に対する時短営業等の要請

- ・利用は同一グループ同一テーブル4人までとする。
- ・非認証店は20時までの時短営業、認証店は21時までの時短営業を要請する。
- ・時短営業の協力金は非認証店が3万円/日、認証店が2.5万円/日とする。
- ・非認証点については、酒類の提供を行わないよう要請する。
- ・カラオケ設備の利用については、非認証店に対し利用自粛を要請する。

○県民に対する要請

- ・ 営業時間短縮を要請した時間以降の店舗利用の自粛要請。
- ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛要請。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動を控えるよう促す。

○イベント開催規模要件 5,000 人かつ収容率 50%以内(大声ありの場合)の制限。但し、感染防止安全計画策定の場合は 2 万人とする。

(議題 (1) に関する発言等について)

- ✓ まん延防止等重点措置の対象地域については知事が指定することになっているが、手続きはどうか質問があった。
→総括情報部から、国によるまん延防止等重点措置の決定後、対象地域を対策本部長決裁により定める予定であると説明。
- ✓ 非認証店舗の酒類の提供について、自粛要請と禁止のどちらなのか質問があった。
→総括情報部から、国の対処方針では、「都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件を満たした店舗において酒類を提供できることとする」とされていることから、非認証店に対しては「酒類を提供しないこと」と表記していることを説明。
- ✓ 学校に対する分散登校、部活の原則休止について記載して欲しいとの意見があった。
→総括情報部から、学校に対する分散登校、部活の原則休止について追加することを説明。
- 議題 (1) について検討した結果、まん延防止等重点措置の指定について、国へ要請することを決定した。

(2) 沖縄県対処方針の変更(素案)について

➤ 総括情報部から、沖縄県対処方針の変更(素案)について説明。

◆ 現況について

- ✓ 新たな変異株オミクロン株への置き換わりが進み、感染が全県に広がっており、年末年始の交流により先週比 10 倍、先々週比 39 倍と過去最高の速度で増加している。
- ✓ 昨年は、年末年始の親族間交流や成人式等に伴い感染が拡大しており、今冬も警戒が必要である。
- ✓ 医療従事者を始めとするエッセンシャルワーカーで感染が広がり、休業中スタッフが急増するなど社会インフラに影響が出始めている。
- ✓ 現在の爆発的な急拡大を抑制するためには、「基本的な感染防止対策の徹底」「ワクチン接種の推進」に加え、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控える必要がある。

◆ 県の方針について

- ✓ 感染の再拡大を抑制するため、県民・事業者等に対し要請及び働きかけを実施する。
- ✓ 引き続き感染拡大の兆候がある地域に対し注意喚起等を行う。
- ✓ 季節的な行事に対する注意喚起を実施する。

◆ 県民・事業者等に対する要請内容について

◇ 県民に対する要請内容について

- ✓ マスク着用、小まめな手洗い等の感染防止対策の徹底を要請する。
- ✓ 混雑している場所や感染リスクが高い場所(特に夜間)への外出を控え、外出や移動の際には家族や普段行動を共にしている仲間と行動することを要請する。
- ✓ 不要不急の県外との往来については、極力控えること、往来が必要な

方は、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検することを要請する。また、帰沖後速やかにPCR等検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えることを要請する。

- ✓ 県内離島との不要不急の往来について自粛を要請する。
- ✓ 模合、ビーチパーティー等、会食を行う場合は、4人以下・3密をさけ・2時間以内で開催することを要請する。
- ✓ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること及び営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えることを要請する。
- ✓ 毎日の健康観察を実施し、少しでも体調に異常がある場合は、通勤・通学・外出等を自粛するよう要請する。

◇ 来訪者に対する要請内容について

- ✓ 来県の際は、居住地の知事が求める都道府県間の移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数（5人以上）の会食を控えることを要請する。
- ✓ 感染が拡大している地域からの来訪について慎重に検討することを要請する。
- ✓ また、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底を要請する。
- ✓ 体調不良の際には来県を中止または延期するよう要請する。
- ✓ 来県前には事前のワクチン接種又は事前のPCR検査をするとともに、十分な健康観察と感染予防対策を要請する。
- ✓ 来県の際は、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を控え、感染防止対策認証店を利用することを要請する。

◇ 飲食店等に対する要請内容について

- ✓ 感染防止対策認証店については、営業時間を5時～21時まで（酒類の

提供は11時～20時)とし、カラオケ設備の利用については、利用者の密を避け、換気の確保等の対策を徹底するよう要請する。

- ✓ 非認証店については、営業時間を5時～20時まで(酒類の提供は行わない)とし、カラオケ設備についても利用を自粛するよう要請する。
- ✓ 業種別ガイドラインを遵守し、入場者の整理誘導、施設の換気、手指消毒設備の設置、従業員の健康管理等の感染防止対策等の感染防止対策を実施するよう要請する。
- ✓ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を実施しない者の入場制限、アクリル板の設置等の対策(特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置)を実施するよう要請する。
- ✓ なお、ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大により、ワクチン検査・パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は一時停止する。

◇ イベント開催に対する要請内容について

- ✓ 大声なしのイベントについて、施設の収容定員が20,000人以下の場合は収容定員までとする。ただし、施設の収容定員が5,000人超～20,000人の場合は感染防止安全計画の作成・実施を条件とする。
- ✓ 大声ありのイベントについて、施設の収容定員が5,000人以下の場合は、収容定員の半分まで可とする。
- ✓ なお、ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大により、ワクチン検査・パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は一時停止する。
- ✓ これまでと同様、主催者は業種別ガイドラインを遵守するとともに、COCOA・RICCAの導入または名簿を作成するなどの追跡対策の実施を要請する。
- ✓ 島外から多くの人が集まるイベントについては、ワクチン接種、事前のPCR検査等による陰性確認を勧奨するよう要請する。

◇ 商業施設・集客施設に対する要請内容について

✓ 【特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請事項】

○入場者が密集しないよう、整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限の実施。

○入場者へマスク着用の周知。

○感染防止措置を実施しない者の入場禁止。

○アクリル板等の設置、座席間隔の確保、換気の徹底等、会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置の実施。※特にフードコート

✓ 【特措法第 24 条第 9 項に基づく要請事項】

○業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底

○手指の消毒設備の設置、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員への PCR 等検査の勧奨

○発熱等有症状者の入場を避けるための措置（入店時検温・サーモグラフィの設置）

○ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設における、入場前の症状確認、検温、手指衛生の実施。

◇ 事業者に対する要請内容について

✓ 従業員の体調管理を徹底し、体調不良者は出勤しない・出勤させないように要請する。

✓ 接触機会を減らすため、在宅勤務（テレワーク）、時差通勤等の出勤者を削減し密集を防ぐ取組を実施するよう要請する。

✓ 職場での集団感染の可能性を踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり（休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂）に注意するよう要請する。

✓ ワクチン接種の勧奨、接種しやすい体制の整備を要請する。

- ✓ 業種別ガイドラインの遵守を要請する。
- ◇ 交通事業者に対する要請内容について
 - ✓ これまでと同様、主要ターミナルにおいて検温の実施、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインの遵守を要請する。
 - ✓ 主要ターミナルにおいて検温を実施することを要請する。
- ◇ 福祉施設に対する要請内容について
 - ✓ 職員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方を出勤させないよう要請する。
 - ✓ モニタリング検査へ積極的に参加するよう要請する。
 - ✓ ワクチン接種を勧奨するよう要請する（1・2回目及び3回目を含む）。
- ◇ 各市町村における県と連携した取組の実施について
 - ✓ 防災無線・広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知及び自治会等への呼びかけの実施。
 - ✓ 発熱時の受診方法を周知する（不要不急の救急受診の抑制、抗原検査キットの活用等）。
 - ✓ 陽性者情報を市町村と共有し、連携して自宅療養者等を支援する。
 - ✓ ワクチン接種、特に医療従事者、高齢者施設等の従事者及び入居者等に対するワクチンの3回目接種の推進。
 - ✓ 年始の行事の開催にあたっては、参加者に事前のPCR検査の受検を勧め、あるいは臨時の検査ブースの設置など抗原検査キットを活用した感染対策の徹底を要請する。また、体調不良者は参加を厳に控えるよう呼びかけることを要請する。
 - ✓ 感染の急拡大が見られる地域については、式典やその前後の懇親会の延期や中止を検討することを要請する。

- ✓ 保育所等について、引き続き保育の提供を継続するとともに、基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常どおりの保育の提供を依頼する。
- ◇ 公共施設等での取組について
 - ✓ 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。
 - ✓ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。
- ◇ 学校等に対する要請内容について
 - ✓ 地域の感染状況を踏まえ、分散登校等を実施する。小中学校は、県立学校の対応等を参考に地域や学校の状況を踏まえて判断するよう、市町村教育委員会に依頼する。
 - ✓ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、課外活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること、学校等の感染状況に応じて学級閉鎖等を実施することを要請する。
 - ✓ 学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行うよう要請する。
 - ✓ 健康等に不安があり出席できない児童生徒の出席停止については、より柔軟に対応し、オンライン等での学習支援に努めるよう要請する。
 - ✓ 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、本人または同居家族等が体調不良の時は登校を控えるよう周知することを要請する。
 - ✓ 学校行事（送別行事、文化祭、修学旅行や宿泊学習等）は中止または延期、縮小するよう要請する。
 - ✓ 部活動は原則休止、ただし、3月末迄に開催される九州・全国大会に

出場する場合、平日 90 分以内（早朝練習なし）、土日休日 2 時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行うよう要請する。

- ✓ また、地区・県大会を控える場合は、大会 2 週間前から、平日 90 分以内（早朝練習なし）、土日休日 2 時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行うよう要請する。
- ✓ 大学、専門学校等では、対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応することを要請する。
- ✓ 会食等について、大学から学生に対し注意喚起（4 人以下・3 密を避けて・2 時間以内で）を徹底するよう要請する。

（議題（2）に関する発言等について）

- ✓ 同居家族等から感染する事例が増えていることから、家族等からの感染に対する注意喚起、対策等を強化する必要があるとの意見があった。
→総括情報部から、事業者・福祉施設に対する要請項目に「従業員（従事者）の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧奨すること」を追加することを説明。
- 議題（2）沖縄県対処方針（素案）について検討した結果、事業者等に対する要請内容の追加及び一部文言の修正を行い、まん延防止等重点措置区域指定された場合の沖縄県対処方針案について了解を得た。
- 国の対策本部において沖縄県をまん延防止等重点措置区域に指定することが決定された後、書面決裁により沖縄県対処方針を決定することを確認した。

4 その他

（1）「まん延防止等重点措置」適用の要請に伴う観光需要喚起策の利用停止について

- 文化観光スポーツ部から、「まん延防止等重点措置」適用の要請に伴う観光需要喚起策の利用停止について報告。
 - ✓ 国に対しまん延防止等重点措置の適用を要請することが決定されたことから、観光需要喚起策を次のとおり利用停止とする。
 - ✓ おきなわ彩発見キャンペーン（第4弾）及びおきなわ彩発見バスツアーについては、まん延防止等重点措置の開始日（1/9 予定）から事業を停止する。
※まん延防止等重点措置の開始日前日（1/8 予定）までの宿泊等については事業対象
 - ✓ おきなわ観光体験支援事業については、1/8 から事業を停止する。
※事業に関連するシステムの取扱いの関係上、1/8 からの事業を停止する。
 - ✓ 利用停止以降のキャンセルにかかる費用については公費負担とする。

（その他（1）に関する発言等について）

- ✓ おきなわ彩発見キャンペーンで販売されたクーポンの取扱はどうなるか質問があった。
→文化観光スポーツ部から、販売済みのクーポンについても払い戻しの対応を実施することを説明。
※事業期間内であれば、まん延防止等重点措置の解除後にクーポンを利用することも可能。

4 閉 会